

保健福祉学部

看護学科

1 看護学科における教職課程の理念

看護学科教職課程は、
看護学科で学ぶ健康と看護の知識・技術を基盤に、
社会の変化に対応した
教育及び医療ニーズに貢献できる人材育成を目指しま

高等学校教諭（看護）は、高校で初めて看護を学ぶ生徒に対して、高校生という発達段階に合わせた看護基礎教育を実践していきます。また、将来看護師として働くために必要な社会人として自立していくためのキャリア発達を促す力が必要となります。

看護学科では、いのちと向き合う豊かな感受性と看護倫理に基づく判断と責任を身につけ、高等学校における看護専門教育を実践し、生徒の将来を育む指導を教育的に提供できる教師の育成を目指します。

養護教諭は、学校で、子どものニーズを把握し、救急処置をはじめとする保健管理や保健教育を実践していきます。また、健康課題を解決していくため、子供や教師だけでなく、保護者や地域の方々と連携し関係機関と協働できるコーディネート力が求められています。

看護学科では、あらゆる健康レベルにある個人、家族及び地域社会を対象とした根拠に基づく看護実践能力を身につけ、ケアと教育で QOL (Quality of Life) 向上に寄与することができる教師の育成を目指します。

2 看護学科で取得できる免許状

看護学科教職課程で取得できる免許状は、下記のとおりです。

■ 高等学校教諭一種免許状（看護）（教育職員免許法第 5 条）

高等学校教諭一種免許状（看護）は、「教育職員免許法施行規則に定められた教科及び教科の指導法に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって申請し、取得することができます。

■ 養護教諭一種免許状（教育職員免許法第 5 条）

養護教諭一種免許状は、「教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって申請し、取得することができます。

【免許状取得後の就職先】

養護教諭一種免許状

幼稚園・小・中・高等学校・義務教育学校
中等教育学校・特別特支援学校

高等学校教諭一種免許状

高等学校

3 高等学校教諭（看護）・養護教諭とは

➤ 高等学校教諭（看護）

高等学校における看護教育

「専門高校の一つである高等学校衛生看護科は、看護師養成の制度上、准看護師養成課程として位置付けられ、また、その専攻科は看護師養成課程（2年課程）として位置付けられ、それぞれ、我が国の看護教育の一翼を担ってきたところです。

また、平成14年度からは高等学校の看護に関する学科とその専攻科を合わせた看護師養成課程（5年一貫過程）が新たに創設され、5年間の一貫教育による看護師養成教育が実施されています。

その他にも、看護師等の資格は取得できませんが、看護の基礎を学ぶことにより、将来の看護職者としての資質を養うことを目的にした看護に関する学科やコースを設置している高校もあります。」

参照：文部科学省 高等学校における看護教育より一部抜粋
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/index.htm

この高等学校における看護教育の担い手が高等学校看護教諭です。高等学校の教師として、専門の科目・教科を教えるだけでなく、担任として学級を運営したり学校行事等を指導したりします。

➤ 養護教諭

養護教諭の職務は、学校教育法で「養護をつかさどる」と定められています。

[主な役割]

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の実施（保健室経営計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、チーム・ティーチングや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症 等

参照：学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－ 日本学校保健会 2012

養護教諭は、保健室での存在イメージが大きいと思いますが、上記のように学校保健活動の中核的役割を果たし、現代的な健康課題に対応していくために、新たな知識や技術を習得していくことが求められています。

4 高等学校教諭一種免許状（看護）科目

高等学校教諭一種免許状（看護）は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた教科に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって、申請することができます。

〈教育職員免許法施行規則に定められた教科に関する科目に対する本学の開講科目〉

施行規則に定める科目	本学開講科目	単位	施行規則に定める科目	本学開講科目	単位	
「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	看護形態機能学Ⅰ	2	看護学 (成人看護学、 老年看護学 及び 母子看護学 を含む。)	母性看護学演習	1	
	看護形態機能学Ⅱ	2		成人看護学概論	1	
	臨床栄養学	2		成人慢性期看護学方法論	2	
	感染と免疫	2		成人急性期看護学方法論	2	
	疾病学総論	1		成人看護学演習	2	
	疾病学各論Ⅰ	2		老年看護学概論	1	
	疾病学各論Ⅱ	1		老年看護学方法論	2	
	薬理学	2		老年看護学演習	1	
看護学 (成人看護学、 老年看護学及 び 母子看護学を 含む。)	看護のための臨床検査	1		精神看護学概論	1	
	保健統計学	2		精神看護学方法論	2	
	社会保障概説	2		精神看護学演習	1	
	家族と健康	2		在宅看護学	2	
	対人関係論	1		在宅看護学演習	1	
	発達心理学	1		看護マネジメント総論	1	
	健康教育論	1		看護研究	1	
	看護学概論	2		地域連携協働支援論	1	
	看護理論	1		災害看護学	1	
	看護倫理	1		看護実習	基礎看護学実習Ⅰ	1
	看護技術論	1			基礎看護学実習Ⅱ	2
	生活援助技術論演習	3	小児看護学実習		2	
	診療関連技術論演習	1	母性看護学実習		2	
	フィジカルアセスメント技術演習	1	成人慢性期看護学実習		3	
	看護過程論	2	成人急性期看護学実習		3	
	公衆衛生看護学概論	2	老年看護学実習Ⅰ		2	
	小児看護学概論	1	老年看護学実習Ⅱ		1	
	小児看護学方法論	2	精神看護学実習		2	
	小児看護学演習	1	在宅看護学実習		3	
	母性看護学概論	1	看護総合実習		2	
母性看護学方法論	2					
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	看護科教育法Ⅰ	2				
	看護科教育法Ⅱ	2				

〈教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等に対する本学の開講科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開講科目	単位数
科目	各科目に含める必要事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職概論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の対する理解	特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	特別活動論及び総合的な学習の時間の指導法	2
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1
		教育実習 I	2
	学校体験活動		
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2
	体育	チームスポーツ	1
		生涯スポーツ	1
		基礎英語	1
	外国語コミュニケーション	実用英語コミュニケーション	1
		情報機器の操作	情報処理の基礎
	情報の理解と表現		1

5 養護教諭一種免許状の科目

養護教諭一種免許状は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって、申請することができます。

〈教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目〉

施行規則に定める科目	本学開講科目	単	施行規則に定める科目	本学開講科目	単
衛生学及び公衆栄養学 (予防医学含む。)	公衆衛生看護学概	2	看護学 (臨床実習及び救 急処置を含む。)	看護過程論	2
	保健統計学	2		小児看護学概論	1
学校保健	学校保健	2		小児看護学方法論	2
養護概説	養護概説	2		小児看護学演習	1
健康相談活動の理論及び 方法	健康相談	2		母性看護学概論	1
栄養学(食品学を 含む。)	臨床栄養学	2		母性看護学方法論	2
解剖学及び生理学	看護形態機能学Ⅰ	2		母性看護学演習	1
	看護形態機能学Ⅱ	2		成人看護学概論	1
「微生物学、免疫学、薬 理概論」	感染と免疫	2		成人慢性期看護学方法論	2
	薬理学	2		成人急性期看護学方法論	2
精神保健	精神看護学概論	1		成人看護学演習	2
	精神看護方	2		在宅看護学	2
	精神看護学演習	1		在宅看護学演習	1
看護学 (臨床実習及び救 急処置を含む。)	疾病学総論	1		看護マネジメント総論	1
	疾病学各論Ⅰ	2		看護研究	1
	疾病学各論Ⅱ	1		地域連携協働支援論	1
	社会保障概説	2		災害看護学	1
	家族と健康	2		基礎看護学実習Ⅰ	1
	対人関係論	1		基礎看護学実習Ⅱ	2
	発達心理学	1		小児看護学実習	2
	健康教育論	1	母性看護学実習	2	
	看護学概論	2	成人慢性期看護学実習	3	
	看護倫理	1	成人急性期看護学実習	3	
	看護技術論	1	精神看護学実習	2	
	生活援助技術論演	3	在宅看護学実習	3	
	診療関連技術論演	1	看護総合実習	2	
	フィジカルメント技術	1			

〈教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開講科目	単位数
科目	各科目に含める必要事項		
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職概論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の対する理解	特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程論	2
道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と実践	2
		特別活動論及び総合的な学習の時間の指導法	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む。)	2
教育実践に関 する科目	養護実習	教育実習事前事後指導	1
		養護実習	4
	学校体験活動		
	教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	2

教育職員免許法 施行規則 第 66 条の 6 に 定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2
	体育	チームスポーツ	1
		生涯スポーツ	1
	外国語コミュニケーション	基礎英語	1
		実用英語コミュニケーション	1
	情報機器の操作	情報処理の基礎	1
		情報の理解と表現	1

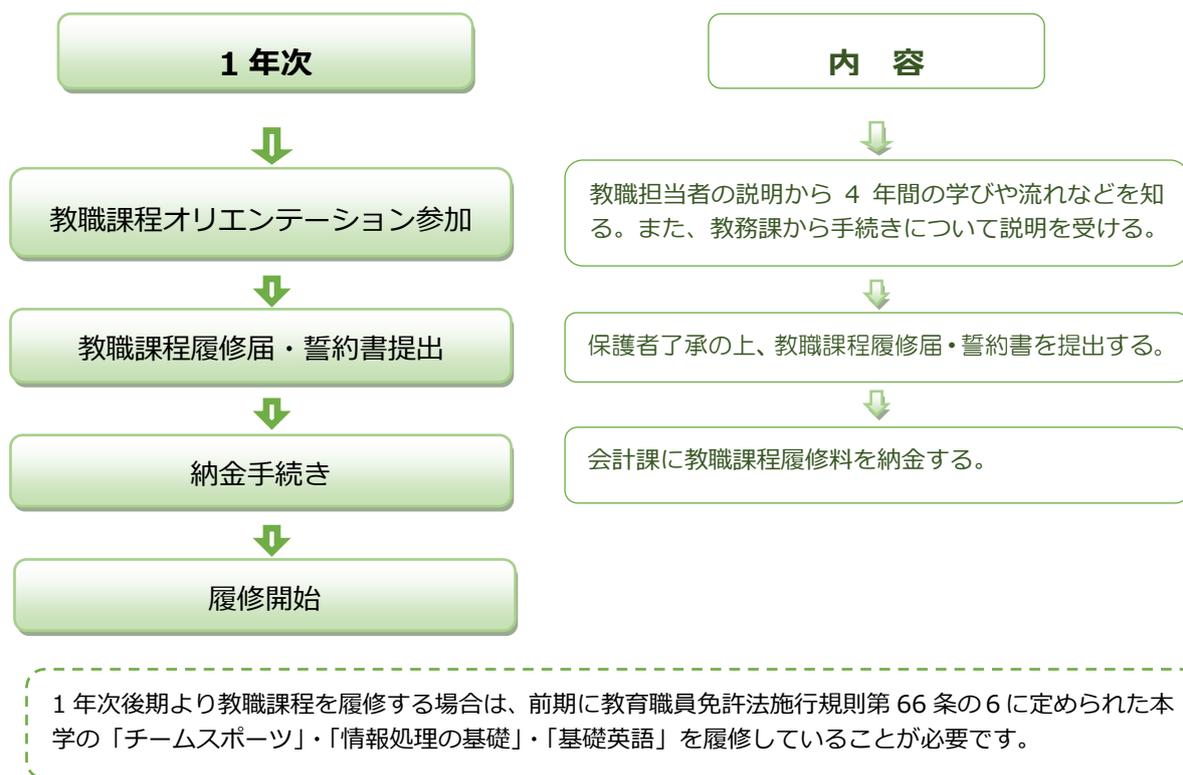
〈教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目〉

施行規則に定める科目	本学開講科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	学校保健教育法	2	

6 看護学科教職課程への履修と辞退

➤ 履修について

看護学科教職課程の科目履修は、1年次の後期から授業を体系的に履修し単位を取得する必要があります。そのために、教職課程の履修を望む場合は、4月の入学直後に行われる教職課程オリエンテーションに必ず参加して、履修を開始するために求められる要件を確実に把握してください。



➤ 履修の辞退について

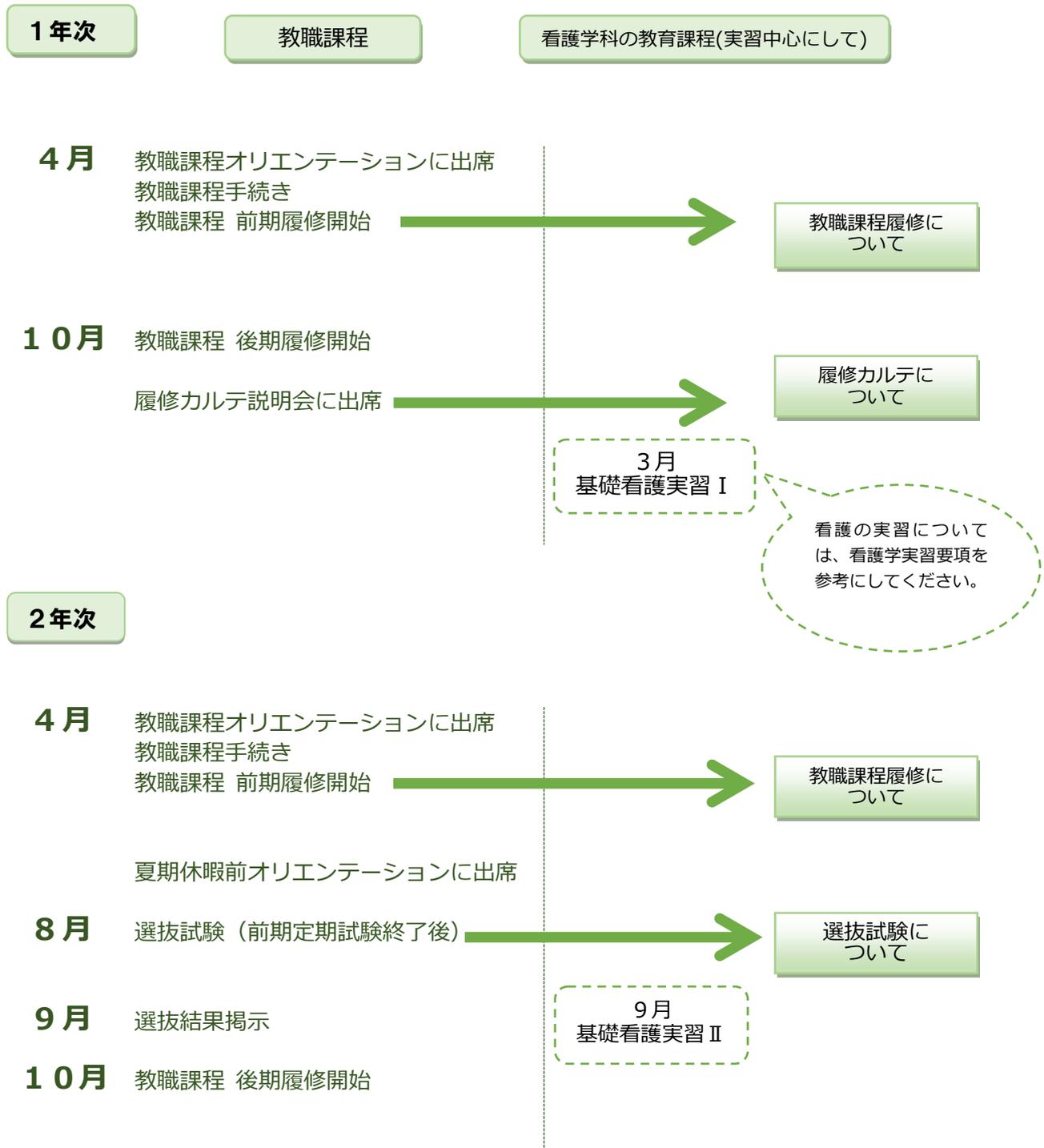


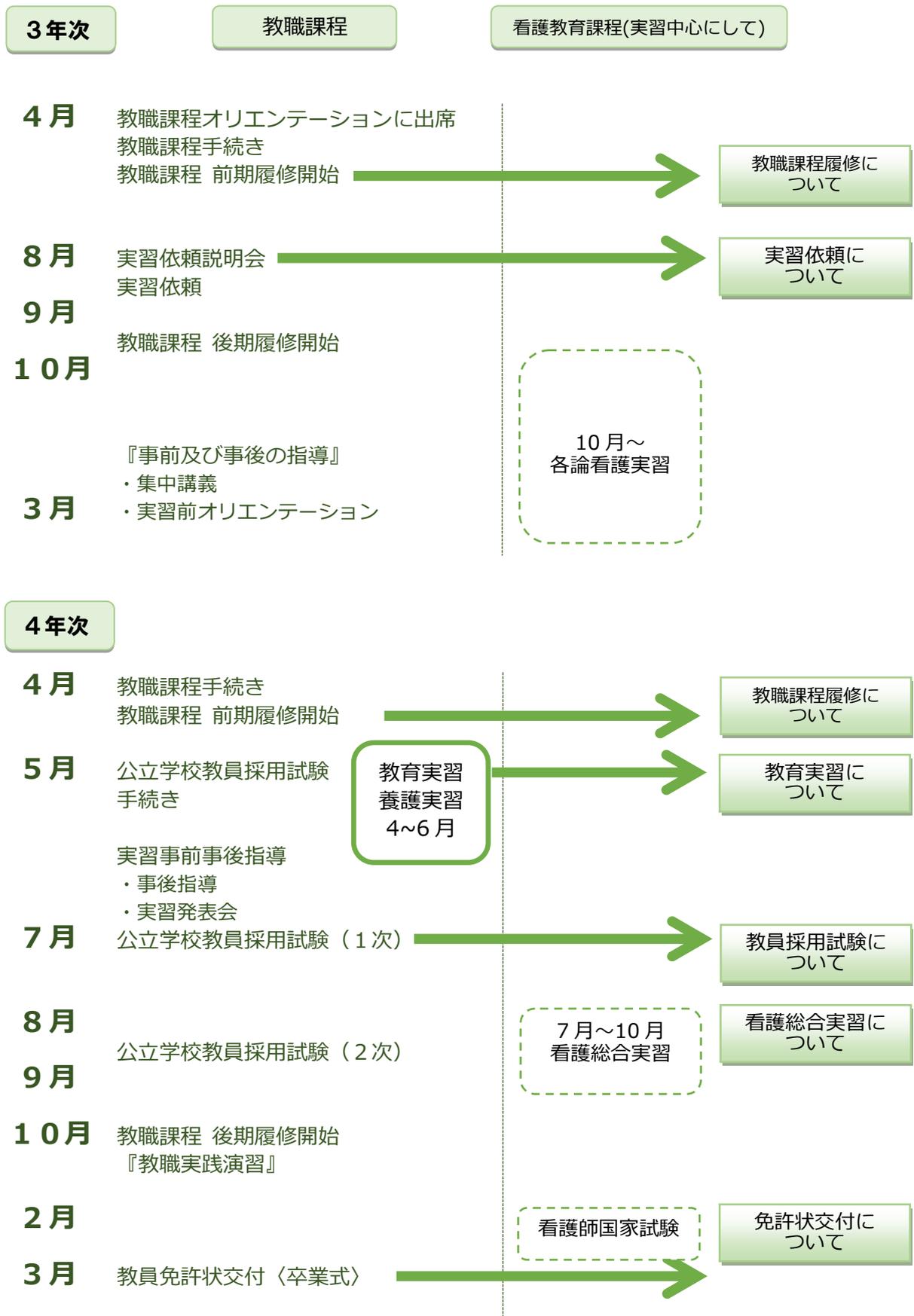
※ 辞退をする前に、必ず教職課程の担当教員に相談してください。

7 看護学科の教職課程履修の流れ

学生の皆さんが、教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程の履修が必要になります。履修の流れは下記を参考にし、受講・実習・採用試験・就職などに関してわからないことがあれば、早めに教務課及び教職担当者に相談してください。

学生の皆さんへの連絡は、6号館前の掲示板【教職課程コーナー】で行います。各自の責任で必ず確認するようにしてください。また、オリエンテーション・説明会等を欠席することはできません。





* 『 』は、講義名を表しています。

8 看護学科教職に関する科目(履修規程別表第二)

2年前期より教職に関する取得する科目が、高等学校教諭一種免許状(看護)と養護教諭一種免許状で異なってきます。自分の希望する資格を見極めて履修を進めましょう。

科 目	単 位 数	高 一 種 免	養 教 一 種 免	開講時期・週授業時間数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教 職 概 論	2	2	2			2							
教 育 原 理	2	2	2		2								
教 育 心 理 学	2	2	2			2							
教 育 社 会 学	2	2	2				2						
教 育 課 程 論	2	2	2				2						
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	2					2					
教 育 方 法 論	2	2	2					2					
看護教科教育法Ⅰ	2	2						2					
看護教科教育法Ⅱ	2	2							←	→			
学 校 保 健 教 育 法	2		2						2				
道徳教育の理論と実践	2		2			2							
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	2						2					
生 徒 指 導 論	2		2					2					
教育相談(カウンセリングを含む。)	2	2	2			2							
教育実習事前事後指導	1	1	1						←		→		
養護実習事前事後指導	1	1	1						←		→		
教 育 実 習 I	2	2								←	→		
養 護 実 習	4		4							←	→		
教職実践演習(中・高)	2	2										2	
教職実践演習(養護教諭)	2		2										2

注 1) 教職免許状を取得しようとする学生の皆さんは、「日本国憲法」、「チームスポーツ」、「生涯スポーツ」、「基礎英語」、「実用英語コミュニケーション」、「情報処理の基礎」、「情報の理解と表現」を履修しなければなりません。

注 2) 教職課程を履修する学生の皆さんは教職課程履修料の納入など大学が定める諸手続を行わなければなりません。

注 3) 履修規程別表第二の履修は教職課程履修の手続きを行った学生を対象とします。

9 高等学校教諭一種免許状（看護）取得履修モデル

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教職に関する科目			●教育原理	●教職概論 ●教育心理学	●教育社会学 ●教育課程論 ●教育相談 (カウニングを含む。)	●特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ●特別支援教育論 ●教育方法論 ●看護教科教育法 I ●生徒・進路指導論	●看護教科教育法 II ●教育実習事前事後指導	●教育実習 I	●教職実践演習 (中・高)
		教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目							
教養教育	①	女性と健康	●チームスポーツ	●生涯スポーツ					
	②	基礎教養	○情報処理の基礎		●情報の理解と表現				
		アダプティクス	●基礎英語	●日本国憲法	●実用英語コミュニケーション				
		看護を学ぶための基礎	○看護开発機能学 I ○感染と免疫 ○対人関係論	○看護开発機能学 II ○疾病学総論 ○保健統計学 ○社会保障概説	○疾病学各論 I ○薬理学 ○家族と健康 ○発達心理学 ○健康教育論	○疾病学各論 II ○臨床栄養学 ○看護のための臨床検査			
		看護実践の基盤	○看護学概論 ○看護技術論	○看護理論 ○生活援助技術論演習 ○フジ アセスメント技術演習 ○基礎看護学実習 I ○公衆衛生看護学概論	○診療関連技術論 ○看護過程論 ○基礎看護学実習 II	○看護倫理	看護理論		
		看護実践の応用	①：全学科共通 ②：学部共通科目 ○印は看護学科必修科目と重複科目		○小児看護学概論 ○母性看護学概論 ○成人・老年看護学概論 ○老年看護学方法論	○小児看護学方法論 ○母性看護学方法論 ○成人慢性期看護学方法論 ○成人急性期看護学方法論 ○老年看護学方法論 ○精神看護学概論 ○精神看護学方法論	○小児看護学演習 ○母性看護学演習 ○成人看護学演習 ○精神看護学演習 ○老年看護学演習	○小児看護学実習 ○母性看護学実習 ○成人慢性期看護学実習 ○成人急性期看護学実習 ○老年看護学実習 I ○老年看護学実習 II ○精神看護学実習	
		看護実践の統合				○看護マネジメント総論	○在宅看護学 ○在宅看護学演習 ○看護研究	○在宅看護学実習	○看護総合実習
		看護の発展			○地域連携協働支援論				災害看護学

10 養護教諭一種免許状取得履修モデル

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教職に関する科目			●教育原理	●教職概論 ●教育心理学 ●道徳教育の理論と実践	●教育社会学 ●教育課程論 ●教育相談 (カレッジを含む。)	●特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ●特別支援教育論 ●教育方法論 ●学校保健教育法 ●生徒指導論	●養護実習事前事後指導	●養護実習	●教職実践演習 (養護教諭)
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目							
教養教育	① 女性と健康	●チームスポーツ	●生涯スポーツ						
	② 基礎教養 アドミニクス	○情報処理の基礎		●情報の理解と表現					
		●基礎英語	●日本国憲法	●実用英語コミュニケーション					
	看護を学ぶための基礎	○看護开発機能学 I ○感染と免疫 ○対人関係論	○看護开発機能学 II ○疾病学総論 ○保健統計学 ○社会保障概説	○疾病学各論 I ○薬理学 ○家族と健康 ○発達心理学 ○健康教育論	○疾病学各論 II ○臨床栄養学				
	看護実践の基盤	○看護学概論 ○看護技術論	○看護理論 ○生活援助技術論演習 ○フジ加アセスメント技術演習 ○基礎看護学実習 I ○公衆衛生看護学概論	○診療関連技術論 ○看護過程論 ○基礎看護学実習 II	○看護倫理				
	看護実践の応用			○小児看護学概論 ○母性看護学概論 ○成人・老年看護学概論	○小児看護方法論 ○母性看護方法論 ○成人慢性期看護方法論 ○成人急性期看護方法論 ○精神看護学概論 ○精神看護方法論	○小児看護学演習 ○母性看護学演習 ○成人看護学演習 ○精神看護学演習	○小児看護学実習 ○母性看護学実習 ○成人慢性期看護学実習 ○成人急性期看護学実習 ○精神看護学実習	}	
	看護実践の統合	①：全学科共通 ②：学部共通科目 ○印は看護学科必修科目と重複科目			○看護マネジメント総論	○在宅看護学 ○在宅看護学演習 ○看護研究	○在宅看護学実習		○看護総合実習
	看護の発展				○地域連携協働支援論				災害看護学
	養護に関する科目				●学校保健 ●養護概説	●健康相談活動			

1 1 看護学科で教職免許を取得するための要件

➤ 看護学科の選抜について

看護学科の選抜試験は、2年次前期定期試験終了後に実施されます。選抜された学生のみ2年次後期の履修が継続できます。(選抜に関してキャンパスライフおよび次ページを参照ください)

➤ 看護学科の教育実習・養護実習に関わる履修について

「教育実習Ⅰ」及び「養護実習」を履修するためには、実習開始までに開講されている、養護教諭一種、高等学校教諭一種(看護)の免許状に必要な教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目の単位を全て修得しなければなりません。

➤ 看護学科における再履修について

教職課程の再履修科目と看護専門必修科目が重複する場合、看護専門科目の必修を優先的に履修します。また、2年後期の教職課程科目が不可の場合、3年後期から臨地実習が開始されるため再履修はできません。

12 看護学科教職履課程履修に関わる選抜について

➤ 選抜について

看護学科は、看護の専門教育を充実させていくために2018年度より新カリキュラムに移行しています。看護及び教職課程の履修の水準を確保すること、教職課程の指導の充実を図っていくために選抜を実施しています。

➤ 選抜試験の時期と内容

選抜の時期：2年次前期定期試験終了後

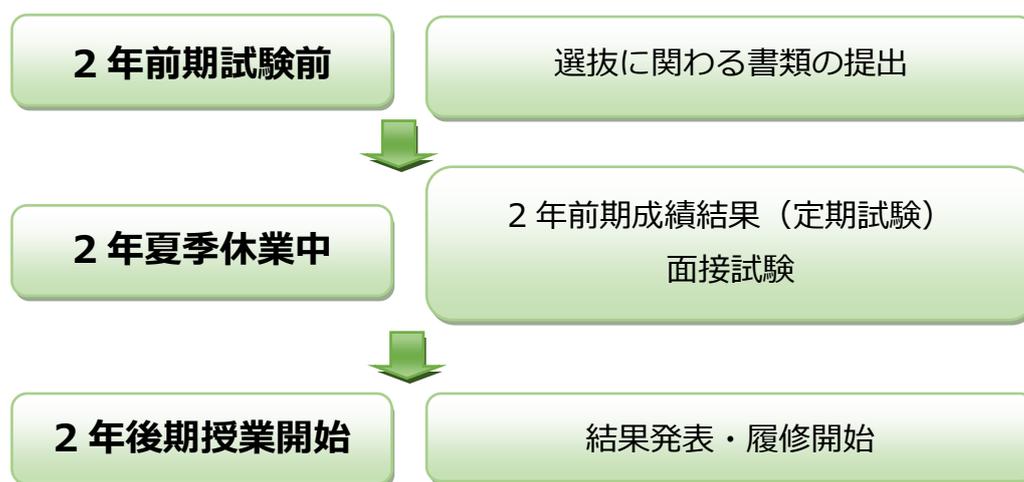
試験の内容：(1) 1年次及び2年次前期までの成績（GPA等）

(2) 面接による、動機・意欲等の確認

➤ 選抜スケジュール

選抜に関する詳しい日程は、6号館の教職に関する掲示等でおこないます。

成績は、2年前期定期試験結果までを参考にし、その後に面接を実施します。



* 選抜に関する相談は、看護学科教職担当者をお願いします。

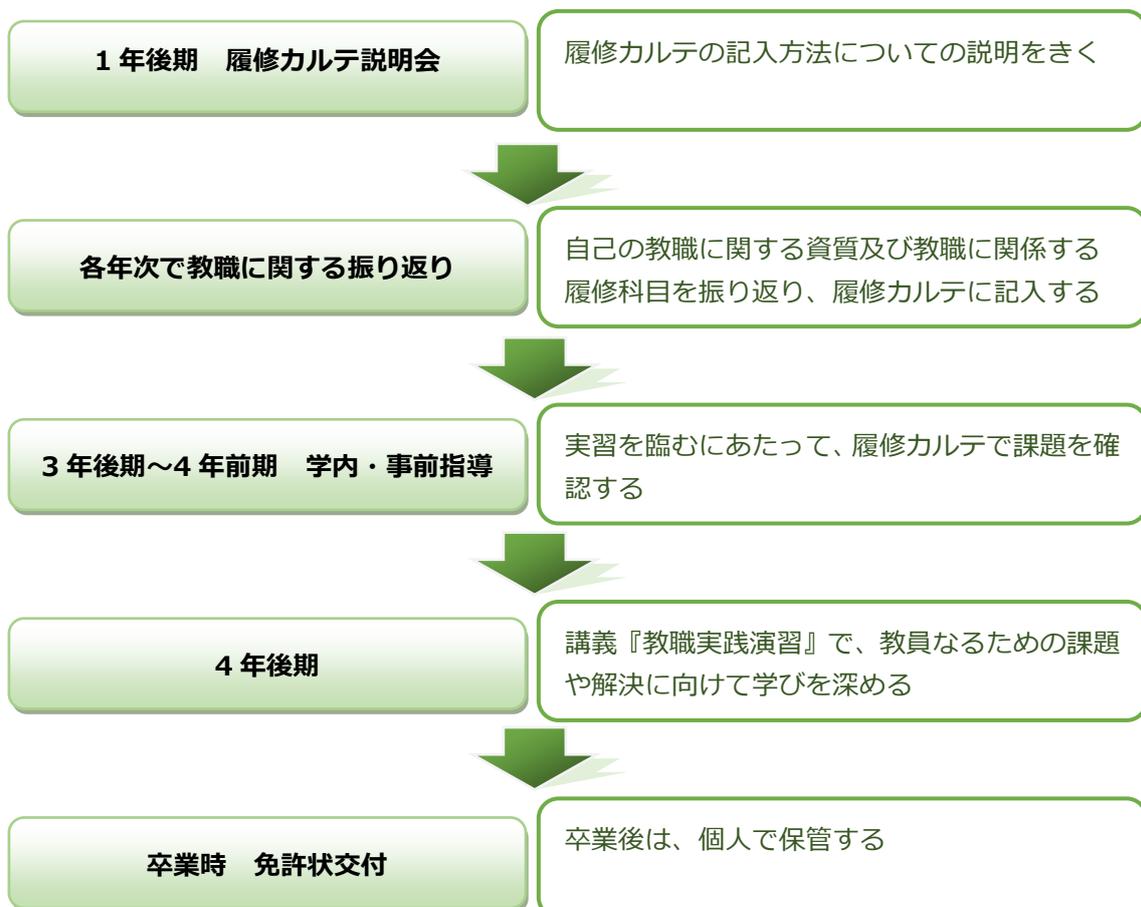
13 履修カルテについて

➤ 履修カルテ

本学では、1年次から教師の資質を高めるためのカリキュラムを厳選して準備し、教育実習・養護実習の後に「教職実践演習」の科目を設置しています。この科目は1年次からの教職に関する指導、および教育実習・養護実習、栄養教育実習、体験的授業科目などを通して教員として必要な実践的指導力が有機的に統合され形成されたかについて、学生自身によって確認するものです。いわば全学年を通した「学びの集大成」です。将来教員になる上で自分自身にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待されています。

学生一人ひとりが履修状況を自己確認し、学習効果とモチベーションを高め、自己学習に活用するために、履修カルテを作成します。履修カルテは履修状況とともに到達目標、体験学習、ボランティア等について学生自身が4年間にわたって記入していくことになります。

➤ 履修カルテの管理と活用



- * 履修カルテの提出や配付の時期は、随時6号館の掲示板等で連絡します。期限を守って提出しましょう。

14 看護学科教職課程の実習について

教職課程の実習の目的・心得等は、実習説明会で配布される手引きを参照ください。

看護学科教職課程における実習は、高等学校教諭一種免許状（看護）の取得のための実習を教育実習Ⅰ、養護教諭一種免許状取得のための実習を養護実習と呼んでいます。また、さらに専門性を高めるために看護総合実習では、教職領域の実習を実施していく予定です。

➤ 実習時期と実習日数

免許状の種類	実習校種	教職課程における実習	
		時期	日数
高等学校教諭一種免許状（看護）	高等学校	4年前期 （4月～7月）	2週間
			10日
養護教諭一種免許状	小学校・中学校・高等学校		3週間
			15日

➤ 実習の進め方

- * 3年前期終了時期に実習前オリエンテーション説明会が実施されます。その際、各学生に必要な書類は配布されます。

[実習校の決定]

◆ 教育実習Ⅰについて

教育実習Ⅰは、看護学科教職課程担当者と相談し、学科担当者から依頼します。

◆ 養護実習について

各自、出身校（希望校種）に依頼に行きます。ただし、下関市での実習は、大学から各教育委員会へ依頼し、その後、実習校が決定します。

➤ 実習スケジュール

実習での学びを深めるためには、事前準備を充実させることが大切です。自分が何を学び経験したいのか、依頼前に考えを整理します。実習後は、実習についてまとめたり発表したりします。そのまとめは、後期の講義「教職実践演習」につながっていきます。

